

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

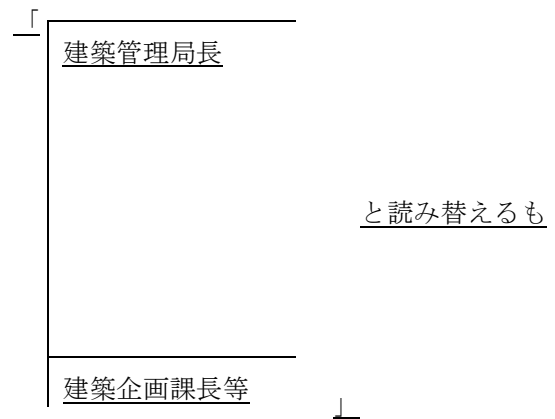
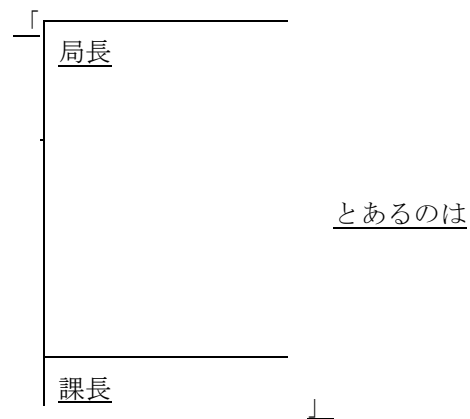
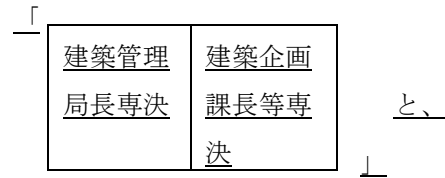
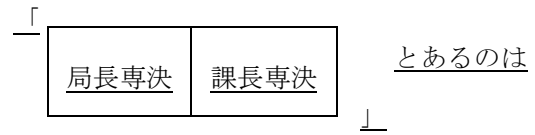
静岡県規則第25号

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

静岡県流域下水道事業財務規則（平成31年静岡県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(本庁における専決)</p> <p>第5条 交通基盤部長（以下「部長」という。）、交通基盤部都市局長（以下「局長」という。）<u>並びに交通基盤部都市局生活排水課長</u>（以下「課長」という。）が専決処理することができる事務は、別表第1第1号から第4号まで及び第6号のとおりとする。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>(本庁における専決)</p> <p>第5条 交通基盤部長（以下「部長」という。）、交通基盤部都市局長（以下「局長」という。）<u>及び交通基盤部都市局生活排水課長</u>（以下「課長」という。）が専決処理することができる事務は、別表第1第1号から第4号まで及び第6号のとおりとする。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 第1項、第2項及び第4項並びに別表第1第1号及び第3号の規定は、交通基盤部建築管理局长（以下「建築管理局长」という。）並びに交通基盤部建築管理局建築企画課長、交通基盤部建築管理局建築工事課長及び交通基盤部建築管理局設備課長（以下「建築企画課長等」という。）が専決処理することができる事務について準用する。この場合において、第1項本文中「交通基盤部都市局長（以下「局長」という。）及び交通基盤部都市局生活排水課長（以下「課長」という。）」とあるのは「第5項に規定する建築管理局长及び同項に規定する建築企画課長等」と、「別表第1第1号から第4号まで及び第6号」とあるのは「別表第1第1号及び第3号」と、第2項中「都市局」とあるのは「建築管理局」と、第4項中「課長」とあるのは「次項に規定する建築企画課長等」と、別表第1第1号中「局長専決」とあるのは「建築管理局长専</u></p>

決」と、「課長専決」とあるのは「建築企画課長等専決」と、同表第3号中



のとする。

(支出予算執行同等の代決)

第8条 (略)

2 部長が不在のときは局長又は建築管理局長が、部長及び局長がともに不在のときは課長が、部長及び建築管理局長がともに不在のときは建築企画課長等が第5条第1項及び第2項の規定により部長が専決処理することができる事務を代決することができる。

(支出予算執行同等の代決)

第8条 (略)

2 部長が不在のときは局長が、部長及び局長がともに不在のときは課長が第5条第1項及び第2項の規定により部長が専決処理することができる事務を代決することができる。

3 局長が不在のときは、課長が第5条第1項及び第2項の規定により局長が専決処理することができる事務を代決することができる。

4～6 (略)

(帳簿の種類及び保管)

第21条 (略)

2 前項各号に掲げる帳簿は、次に掲げる者が当該各号に定めるところによりそれぞれ保管するものとする。

(1)～(4) (略)

(決算に関する事務の処理)

第154条 (略)

2 課長及び所長は、毎事業年度終了後30日以内に決算の作成に必要な資料を部長に提出しなければならない。

(決算整理)

第156条 課長及び所長は、毎事業年度末日をもって次に掲げる事項のうち必要な事項について、決算整理を行わなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(帳簿の締切り)

第157条 課長及び所長は、前条の規定による決算整理を行ったときは、各帳簿の締切りを行わなければならない。

(検査の範囲)

3 局長が不在のときは課長が第5条第1項及び第2項の規定により局長が専決処理することができる事務を、建築管理局長が不在のときは建築企画課長等が同条第5項において準用する同条第1項及び第2項の規定により建築管理局長が専決処理することができる事務を代決することができる。

4～6 (略)

(帳簿の種類及び保管)

第21条 (略)

2 前項各号に掲げる帳簿は、次に掲げる者が当該各号に定めるところによりそれぞれ保管するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 建築企画課長等 前項第2号に掲げる帳簿(行政組織規則第10条第1項第8号の建築管理局に再配当のあった支出予算に係るものに限る。)

(決算に関する事務の処理)

第154条 (略)

2 課長及び所長並びに建築企画課長等は、毎事業年度終了後30日以内に決算の作成に必要な資料を部長に提出しなければならない。

(決算整理)

第156条 課長及び所長並びに建築企画課長等は、毎事業年度末日をもって次に掲げる事項のうち必要な事項について、決算整理を行わなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(帳簿の締切り)

第157条 課長及び所長並びに建築企画課長等は、前条の規定による決算整理を行ったときは、各帳簿の締切りを行わなければならない。

(検査の範囲)

第161条 知事は、職員をして、次に掲げる者の
行う予算の執行及び会計事務について検査を
行わせるものとする。

(1) 部長、局長及び本庁の課長

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第161条 知事は、職員をして、次に掲げる者の
行う予算の執行及び会計事務について検査を
行わせるものとする。

(1) 部長、局長及び課長

(2)～(4) (略)

(5) 建築管理局長及び建築企画課長等

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。